2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号、第六号及び第八号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

一　廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

二　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

三　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

四　核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

五　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

六　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

七　廃止措置の実施体制に関する説明書

八　品質保証計画に関する説明書

九　前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第六条の三の二　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四　［略］

2　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

3　［略］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第六条の四　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

一　廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

二　核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

三　廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

四　前三号に掲げる書類のほか、原子力規制委員会が必要と認める書類

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第六条の三　法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第三項の廃止措置計画の変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

一　変更に係る前条第一項各号に掲げる事項

二　［同上］

2　前項の申請書には、変更後における前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3　［同上］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第六条の四　法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の六第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線しやへい物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2　［同上］

（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五　法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。